

新型コロナウイルス感染症に関する高知県からのお知らせ
【事業者向け融資・給付等支援窓口一覧】

区分	制度名 (タイトルをクリックすると関連ページへ移動します)	概要	支援額	お問い合わせ先(受付時間)
事業継続支援・経済影響対策	地方税の納税猶予	<p>【徴収の猶予】 新型コロナウイルス感染症に関連して事業を休止した等の事情で地方税を一時に納付又は納入することが困難であると認められる場合、申請によって徴収の猶予制度を適用</p> <p>【申請による換価の猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響で地方税を一時に納付・納入することができない場合で、一時に納付することによって事業の継続を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、猶予を受けようとする地方税の納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予制度を適用</p>	<p>【徴収の猶予】 納税を原則1年間猶予(個人事業税、不動産取得税、法人事業税など。猶予を受けようとする税額が一定金額以上の場合は担保の提供が必要)。猶予期間中の延滞金は全部又は一部を免除</p> <p>【申請による換価の猶予】 納税を原則1年間猶予(個人事業税、不動産取得税、法人事業税など。猶予を受けようとする税額が一定金額以上の場合は担保の提供が必要)。猶予期間中の延滞金の一部を免除</p>	<p>安芸県事務所:0887-34-1161 中央東県事務所:088-866-8510 中央西県事務所:088-821-4651 須崎県事務所:0889-42-2366 幡豆県事務所:0880-35-5972 (平日8:30~17:15)</p> <p>・固定資産税、住民税などの市町村税に関する相談は、各市町村税務課 ・国税に関する相談は、各税務署</p>
	<p>両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)</p>	<p>原則として令和5年9月30日までの間に下記①~④すべての条件を満たした事業主が対象 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇の買金相当額の6割以上が支払われるもの)を整備し、 ②上記有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全労働者に周知し、 ③令和5年4月1日~令和5年9月30日までの間に当該休暇を合計20日以上取得させ ④男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について、就業規則等に規定し、全労働者に周知した事業主</p> <p>申請期間:令和5年11月30日まで</p>	<p>対象労働者1人当たり20万円 ※1事業所あたり5人まで</p>	<p>高知労働局雇用環境・均等室 電話:088-885-6041 (平日8:30~17:15)</p>
	<p>両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に助成</p>	<p>【支給額】 対象労働者1人あたり有給休暇 計5日以上10日未満:20万円 合計10日以上:35万円 1事業主あたり上限5人(1年度あたり)まで</p>	
	<p>両立支援等助成金(育原休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例)</p>	<p>小学校等の臨時休業等(子どもが新型コロナウイルスに感染した、発熱等があり感染のおそれがあるなどの場合を含む)に伴い、子どもの世話が必要となった労働者が取得可能な有給の特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、実際に特別有給休暇を1日以上取得させた事業主に対して、助成金を支給</p>	<p>【助成額】 10万円/人 1事業主につき10人まで(上限100万円)</p>	<p>高知県労働局雇用環境・均等室 電話:088-885-6041 (平日8:30~17:15)</p>
	<p>雇用調整助成金</p>	<p>雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用維持のために対して一時的に休業等を行い、休業手当を支払う場合にその一部を助成</p>	<p><原則的な措置> 【日額上限】 8,355円/人 【助成率】 中小企業:2/3 大企業:1/2</p>	
	<p>産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)</p>	<p>事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、出向に伴う運営経費や初期経費の一部を助成</p>	<p>【対象事業主】 出向元事業主及び出向先事業主 【支給対象期間】 2年以内 【助成率等】 ○出向運営経費(出向中に要する経費) ・中小企業:4/5(9/10) ・大企業:2/3(3/4) ※括弧書きは出向元が解雇等を行っていない場合 ・日額上限(出向元・先の計)12,000円/人・日 ○出向初期経費(出向にかかる初期費用) ・各10万円/人(定額) 加算額:一定の要件を満たした場合に 各5万円/人(定額) ○出向復帰後の訓練に対する助成 ・経費助成:実費(上限30万円/人) ・賃金助成:900円/人・時(上限600時間)</p>	<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 電話:0120-603-999 (9:00~21:00 土日・祝日含む)</p>
	<p>産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)</p>	<p>労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、出向元事業主に対して助成</p>	<p>【対象事業主】 出向元事業主(企業グループ内出向の場合を除く) 【助成率】 中小企業:2/3 大企業:1/2 【助成額】 下記のいずれか低い額×助成率 ・出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ・出向労働者の出向前の賃金の1/2の額 ※最長1年まで 【上限額】 8,355円/1人1日 (注)R5.8月に額改正予定 ※1事業所1年度あたり1,000万円まで</p>	

事業主	事業継続支援・経済影響対策	貸付	助成	産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)	新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援	【対象事業主】 ①令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の応募書類を提出し交付決定を受けていること ②下記労働者の雇入れにあたって、3つの条件を満たすこと ・雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇入れ ・期間の定めのない労働契約を締結する労働者(パートは除く)として雇入れ ・「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から末日までに雇入れ ③下記労働者の雇入れ6か月前から本助成金申請までの期間に雇用する労働者を解雇等していないこと 【対象労働者】 「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で下記の2つに該当する者 ①以下のいずれかに該当する者 ・専門的知識や技術が必要となる企画・立案、指導の業務に従事 ・部下を指揮及び監督する業務に従事する者 ②年間で350万円以上賃金が支払われる者 【助成額】 ・中小企業:280万円/人 ・中小企業以外:200万円/人 【助成対象期間】 1年	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 電話:0120-603-999 (9:00~21:00 土日・祝日含む)
			新事業チャレンジ策のための設備投資に係る融資への保証料・利子補給	県の新事業チャレンジ支援事業費補助金又は国の事業再構築補助金を活用して業態転換・新事業への挑戦等を行うおとしてる事業者に対する融資(保証料及び利子補給)	【貸付限度額】5,000万円 【資金使途】設備・運転(補助対象経費に限る) 【償還期限】10年以内(うち据置期間2年以内) 【貸付利率】 セーフティネット保証4号 1.97%以内 上記以外 2.17%以内 【保証料率】 セーフティネット保証4・5号 0.25% 上記以外 原則0.11%~0.42% 【利子補給率(期間)】1%以内(10年以内)	高知県 商工労働部 経営支援課 電話:088-823-9695 (平日8:30~17:15)	
			経営改善支援融資	以下のいずれかに該当し、かつ経営行動計画を策定した事業者に対する融資 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少	【貸付限度額】1億円 【資金使途】設備・運転 【償還期限】10年以内(うち据置期間5年以内) 一括返済の場合1年以内 【貸付利率】 セーフティネット保証4号 1.97%以内 セーフティネット保証5号・一般保証 2.17%以内 【保証料率】セーフティネット保証4号 0.00% セーフティネット保証5号 0.20% 一般保証 0.20%~1.15%	高知県 商工労働部 経営支援課 電話:088-823-9695 (平日8:30~17:15)	
			無担保・無利子で経営資金を融資	減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対して、優遇融資の実施や既往貸付の返済猶予への相談に対応	○新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合 【償還期間】15年以内(据置期間:5年以内) 【貸付利率】当初5年間6,000万円まで無利子 ※6,000万円超の部分は0.2% 6年目以降0.2% 【限度額なし】(無担保貸付6,000万円) ○新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 【償還期間】15年以内(据置期間:5年以内) 【貸付利率】当初5年間1億円まで無利子 ※1億円超の部分は0.2% 6年目以降0.2% 【限度額なし】(無担保貸付1億円)		
			マル経融資 (小規模事業者)	最近1ヶ月間等の売上高又は過去6ヶ月の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期比で5%以上減少した事業者に対する融資	最大3,000万円(2,000万円+別枠1,000万円) (設備10年 据置2年以内) ※別枠分は10年以内 据置4年以内 (運転7年 据置1年以内) ※別枠分は10年以内 据置3年以内		
			生活衛生改善貸付 (生活衛生関係営業)				
			衛生環境激変特別貸付	新型コロナウイルス感染症の発症により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方のうち、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期に比べて10%以上減少している等の要件に該当する方への融資制度	<融資限度額【別枠】> 国民生活事業 3,000万円(旅館業) 1,000万円(飲食店及び喫茶店営業) <返済期間> 運転資金:15年以内(うち据置期間3年以内)	日本政策金融公庫 高知支店 ・国民生活事業(小規模事業者) 電話:088-822-3191 ・中小企業事業(中小企業) 電話:088-875-0281 ・農林水産事業 電話:088-825-1091 (受付時間) 9:00~17:00(土日祝日を除く)	
			経営環境変化対応資金	一時的に売上の減少等業況が悪化しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれている方のうち、最近の決算期における売上高が前期または前々期に比べて5%以上減少している等の要件に該当する方への融資	国民生活事業:4,800万円 中小企業事業:7億2,000万円 (設備15年 据置3年以内) (運転8年 据置3年以内)		
			農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある農林漁業者等への融資	【借入限度額】 ○簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる方 年間経営費12/12または粗収益12/12のいずれか低い額 ○簿記記帳を行っていない場合 1,200万円 上記の借入限度額に達し、かつコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難と認められる方への追加措置 【借入限度額】(上記とは別枠) ○簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる方 別枠で年間経営費等の6/12または粗収益6/12のいずれか低い額 ○簿記記帳を行っていない場合 別枠で600万円 ■被害を受けた農林漁業者の方を対象に金利負担軽減措置及び実質無担保・無保証人措置を実施。		
			水産業制度資金(漁業近代化資金(5品資金))	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者の漁業経営に必要な設備資金の円滑な融通(ただし、種苗、餌料購入など養殖、増殖に係る資金のみ) ■支援内容 ○貸付当初5年間実質無利子化 ○実質無担保化 ○貸付当初5年間保証料免除	【借入限度額】 ○個人:9,000万円 ○法人:3億6,000万円	西日本信用漁業協同組合連合会 高知支店 電話:088-823-2251 (受付時間) 9:00~17:00(土日祝日を除く)	
補助	高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、新製品の開発や新サービスの提供、新市場への進出など、設備投資を伴う新たな取組に意欲的にチャレンジする中小企業者等を幅広く支援 ※①再構築枠、②一般枠の2つの補助メニューあり	【補助対象者】 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、売上高が10%以上又は付加価値額が15%以上減少、又は原油価格・物価高騰等の影響により売上高が5%以上又は付加価値額が7.5%以上減少した中小企業者等 ※R2年4月以降の連続する6ヶ月間の売上のうち、任意の3ヶ月とコロナ以前同3ヶ月を比較等 ※一体的に買上げを行う場合は、補助率等を加算 【補助率】 ①再構築枠:中小企業等2/3(買上げ加算:3/4)、 中堅企業等1/2(買上げ加算:2/3) ②一般枠 :1/2(買上げ加算:2/3) 【補助上限額】 ①再構築枠:100万円~3,000万円 (買上げ加算:上限3,500万円) ※従業員50人以下の場合は2,000万円が上限 ②一般枠 :50万円~1,500万円 (買上げ加算:上限2,000万円) 【補助対象経費】 新たな取組に必要な設備投資とそれに伴う関連経費 <例> ・建物の建築、改修、撤去 ・機械装置、システム構築、専用ソフトの購入 ・クラウドサービス利用料 ・製品開発に要する加工や設計等の外注 ・専門家経費	(公財)高知県産業振興センター 電話:088-845-6620 (平日9:00~17:00)			

事業主	お知らせ	新型コロナウイルス感染症関連	新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへ経済産業省からののお知らせです。	経済産業省 ※電話番号は各お知らせに掲載されている連絡先へお願いします。
		新型コロナウイルス感染症で影響を受ける食品事業者の皆様へ	農林水産省からののお知らせ	農林水産省 ※電話番号は各お知らせに掲載されている連絡先へお願いします。
		食品等事業者における新型コロナウイルス感染症への対応方法	高知県 健康政策部 業務衛生課からののお知らせ	高知県 健康政策部 業務衛生課 電話:088-823-9671 (平日8:30~17:15)
		宿泊施設における新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応について		
		新型コロナウイルス感染症社会福祉施設相互支援ネットワークについて	社会福祉施設の職員又は利用者が新型コロナウイルスに感染したことにより、施設の同一法人及び同一グループ内で人員確保ができない場合、あらかじめ県に登録している他の施設から職員派遣を行います。	高知県 子ども・福祉政策部 地域福祉政策課 電話:088-823-9089 (平日8:30~17:15)
		社会福祉施設等(高齢者施設)における新型コロナウイルスへの対応について	高知県 子ども・福祉政策部 長寿社会課からののお知らせ	高知県 子ども・福祉政策部 長寿社会課 電話:088-823-9632 (平日8:30~17:15)
		社会福祉施設等(障害福祉施設等)における新型コロナウイルスへの対応について	高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課からののお知らせ	高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課 電話:088-823-9635 (平日8:30~17:15)
		治療と仕事の両立支援制度	病気(新型コロナウイルス感染症の後遺症を含む)になっても安心して働き続けられる職場環境づくりに向けて、両立支援に関する全般的な相談、社内研修、両立支援プラン作成等に関する助言などを実施	高知産業保健総合支援センター 電話:088-826-6155 (月~金 8:30~17:15)
		テレワーク導入に関する情報提供	県内企業の皆さまのテレワーク導入に向けて、県内の導入支援企業や活用できる国の支援制度等をご案内	高知県 商工労働部 産業デジタル化推進課 電話:088-823-9750 (平日8:30~17:15)
		感染拡大防止に向けた高知県農業振興部が発注する建設工事等の今後の対応について	高知県 農業振興部 農業基盤課からののお知らせ	高知県 農業振興部 農業基盤課 電話:088-821-4562 (平日8:30~17:15)
		感染拡大防止に向けた高知県林業振興・環境部が発注する建設工事等の今後の対応について	高知県 林業振興・環境部 治山林道課からののお知らせ	高知県 林業振興・環境部 治山林道課 電話:088-821-4581 (平日8:30~17:15)
		廃棄物処理における新型コロナウイルス対策について	高知県 林業振興・環境部 環境対策課からののお知らせ	高知県 林業振興・環境部 環境対策課 電話:088-821-4523 (平日8:30~17:15)
		感染拡大防止に向けた高知県水産振興部が発注する建設工事等の対応について	高知県 水産振興部 漁港漁場課からののお知らせ	高知県 水産振興部 漁港漁場課 電話:088-821-4837 (平日8:30~17:15)
		感染拡大防止に向けた高知県土木部が発注する建設工事等に係る対策について	高知県 土木部 土木政策課からののお知らせ	高知県 土木部 土木政策課 電話:088-823-9813 (平日8:30~17:15)
		新型コロナウイルス対策関係通知	高知県 土木部 技術管理課からののお知らせ	高知県 土木部 技術管理課 電話:088-823-9826 (平日8:30~17:15)
サービスキ高齢者向け住宅における新型コロナウイルスへの対応について	高知県 土木部 住宅課からののお知らせ	高知県 土木部 住宅課 電話:088-823-9862 (平日8:30~17:15)		
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となった場合の入札参加資格審査への影響について	高知県 会計管理局 総務事務センターからののお知らせ	高知県 会計管理局 総務事務センター 電話:088-823-9788 (平日8:30~17:15)		

※これ以外の事業主向けの支援策等については、県庁協同組合指導課、県庁水産政策課、高知県木材協会、商工会、商工会議所など、各業種ごとに、それぞれの窓口にお問い合わせください。